様式１－２（第４条関係）

誓約書

　埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度実施要領第４条の認定の申請に当たり、下記事項について遵守することを誓約します。

記

※誓約事項を確認し、✔を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| **誓約事項** | ✓ |
| １　省エネ・再エネ活用設備の販売・施工等（販売に関する広告、勧誘、商談、見積り、契約の締結、施工等一切の行為をいう。以下同じ。）に当たっては、関連する法令を十分理解し、遵守します。　 | [ ]  |
| ２　省エネ・再エネ活用設備の仕様、性能、施工方法、費用、国や自治体の補助金、関連する制度、経済性、保証内容等について十分理解した上で、発注者に誤認を与えることなく、正しく認識いただけるよう、カタログ、見積書、各種資料等により、具体的な数値を示して、分かりやすく丁寧に正確な説明を行います。　 | [ ]  |
| ３　発注者の希望内容や条件を確認し、現地調査を必ず行い、施工する建物や場所等の条件に適した製品や規格を提示します。　 | [ ]  |
| ４　見積りに当たっては、内訳明細を記載した見積書等を作成し、発注者に対し、設備・施工の各項目の内容と費用を分かりやすく、誤解を与えることのないよう十分に説明します。　 | [ ]  |
| ５　契約の締結に当たっては、契約書及び契約約款等の各項目の内容について、発注者に対し、分かりやすく、誤解を与えることのないよう十分に説明し、確認を行います。　 | [ ]  |
| ６　契約の解除に関する説明は特に正確かつ誠実に行います。　 | [ ]  |
| ７　電力会社や経済産業省への申請・報告など必要な手続きについて、分かりやすく説明します。　 | [ ]  |
| ８　実現不可能な約束や、当社として認めていない特約を付す等の説明又は契約はしません。　 | [ ]  |
| ９　省エネ・再エネ活用設備の標準的な施工方法に基づき、関係法令等に適合するよう設計・施工します。同方法で設計・施工できない場合は、省エネ・再エネ活用設備メーカーに確認します。 | [ ]  |
| 10　施工に当たっては、法令で定められた資格を有した者が行います。 | [ ]  |
| 11　施工に当たっては、契約時に説明し合意した内容に基づき、施工に伴うトラブルを未然に防止することはもとより、資材の搬入条件も考慮の上、安心・安全と品質を確保し、効率良く作業を進め、近隣や外来者に対しても迷惑をかけないよう誠実に施工します。 | [ ]  |
| 12　設備等の使用方法や部品の交換等に関する情報は、具体的な資料を提示するなどして正確に伝えます｡ | [ ]  |
| 13　従業員に対する教育指導を徹底し、接客の質の向上、専門知識の習得、技術・技能の研鑚に努めます。 | [ ]  |
| 14　トラブルや苦情等に対して迅速・誠実に対応します。当社の従業員の対応が不十分な場合には、当社の責任において、誠意をもって早期問題解決を図るように努めます。 | [ ]  |
| 15　上記の事項について、自ら実施しない場合は、それを請け負う事業者に遵守させます。 | [ ]  |
| 16　取り扱う設備に関する相談体制を整え、発注者の相談を受け付けます。　 | [ ]  |
| 17　県が実施するエネルギーに関する施策に積極的に協力します。 | [ ]  |

令和　年　月　日

（宛先）

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　事　業　者　名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名